

令和 年 月 日

年 組

さん ならびに保護者の方へ

神奈川県立追浜高等学校長

「学校感染症報告書」記入のお願い

学校保健安全法第19条の規定により、裏面にある感染症にかかった場合は出席停止の扱いとなります。そのため、今回の \_\_\_\_\_ による欠席については出席停止になりますので、点線以下の報告書に保護者の方が記入し確認資料（薬剤情報提供書（処方薬の説明書）または診断書（医療機関発行のメモでも可））とともにご提出ください。なお、報告書が提出されない場合には、出席停止の手続きができませんのでご注意ください。

問合せ先  
養護教諭 栗原  
TEL 046-865-6912 (定時制直通)



学校感染症報告書

年 組 生徒氏名 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_

報告書 感染症全般

報告書	診断名	
	出席停止期間	月 日 ~ 月 日 ( 日間) 上記の理由で早退した日にちも含む
	診断を受けた 医療機関名	

確認資料 薬剤情報提供書 診断書 その他 ( )

【参考資料】 主な学校感染症並びに出席停止の期間

病名	出席停止の期間
インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するか、5日間の抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻しん（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風しん	紅斑性の発疹が消失するまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後2日を経過するまで
新型コロナウイルス	発症後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
感染性胃腸炎	下痢、嘔吐がおさまり、全身状態が改善するまで